

令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託
プロポーザル審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

(審査委員会の設置)

第2条 前条の委託候補者を選定するために、令和5年度安曇野市メタバース活用観光プロモーション業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び委託候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表第1に掲げる者を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査事項)

第7条 委員会は、実施要領に基づき提出された提案を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を選定するものとする。

(選定方法)

第8条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表第2に定める審査項目、評価基準及び配点に基づき、参加事業者から提出された企画提案書等の審査（一次審査（書類審査））、プレゼンテーション審査（二次審査）、その他の企画提案内容を総合的に審査する。

(1) 企画提案書等の審査（一次審査）

ア 総合評価

提案者の運営力を評価する。相手方が委託候補者として相応しいかどうかという総合的な観点から、「会社概要」、「業務体制及び業務実績」等を評価する。

イ 業務評価

(ア) 全体の考え方

観光誘客の観点から提案があった「業務受託の方針（基本的な考え方）」が優れているかどうかを審査する。

(イ) 実施体制

メタバース構築に際し業務実施体制、仕様等について総合的に審査する。

(ウ) 企画・構成力

提案された内容について、想定される構成内容等について総合的に審査する。

(エ) 将来性

将来にわたり効果的に活用され、過度な財政負担が生じない空間が構築されるかを総合的に審査する。

(オ) 専門的知見の確保

メタバースに精通した専門的知見を有する者の確保及び業務への活用について総合的に審査する。

ウ 見積書評価

委託料の上限金額を超えていないか審査する。

(2) プレゼンテーション審査（二次審査）

実現性、実効性、創造性等評価

ア 業務内容、市の特性や課題等に関する理解度

イ 提案内容の的確性・実現可能性・独創性（創意工夫）

ウ 業務スケジュール

エ 説明能力等

オ 見積書 企画提案内容を勘案して妥当かどうか。

(3) プレゼンテーション審査（二次審査）の実施方法

ア 日時 令和5年9月上旬（予定）※別途連絡

イ 場所 安曇野市役所本庁舎（予定）※別途連絡

ウ 出席者 1参加事業者3名以内

※企画提案書（様式第4号）の「2統括責任者及び主な業務担当者」に記載する者のうち1名以上は必ず参加すること。

エ 実施時間 1事業者当たり30分以内で行うこととする（プレゼンテーション等：20分以内、質疑応答：10分程度）。機器類の設定、片付けを含む。

オ 内容 プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

カ 準備 プロジェクター及びスクリーンは委員会が用意するが、その他、必要な機器は参加事業者が準備すること。

キ その他 プレゼンテーション審査（二次審査）に関する提出資料及び日時、場所等の詳細については、一次審査の結果、プレゼンテーション審査（二次審査）の対象となった参加事業者に通知する。

(4) 一次審査通過基準

審査は一次審査30点、二次審査70点の合計で審査委員ごと順位付けを行う。一次審査の通

過基準は、30 点満点中 15 点以上とし、一次審査の審査項目、評価委基準及び配点は、次のとおりとする。なお、参加事業者が 1 事業者となった場合も、プロポーザル方式による事業者の選定を実施する。

審査表を用いて 5 段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは、「良」、さほど評価できないものは「可」、また、特別に優れていると判断できるものは「優」、また、特別に評価できないものは「不可」とする。配点は次のとおり。

項目	優	良	普通	可	不可
ア 総合評価	8	6	4	2	0
イ 業務評価					
(ア) 全体の考え方	6	4	2	1	0
(イ) 実施体制	4	3	2	1	0
(ウ) 企画・構成力	4	3	2	1	0
(エ) 将来性	4	3	2	1	0
(オ) 専門的知見の確保	4	3	2	1	0
ウ 見積書評価	予定額を超えた場合、全ての採点を 0 とする。				

(5) 最優秀者（委託候補者）選定方法

各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加事業者順位を決める。委員会において最も多くの委員が 1 位と評価した参加事業者を最優秀者（委託候補者）とする。1 位が同数の場合は、その参加事業者の中で審査委員が 2 位を最も多く付けた参加事業者を最優秀者（委託候補者）とする。以下、同様に順位を決定する。

（守秘義務）

第 9 条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第 10 条 委員会の庶務は、商工観光スポーツ部観光課観光促進担当において処理する。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和 5 年 7 月 12 日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表第1（第4条関係）

役職名	職名・所属
委員長	安曇野市商工観光スポーツ部長
副委員長	安曇野市商工観光スポーツ部観光課長
委員	安曇野市政策部行革デジタル推進課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市政策部秘書広報課（所属長が指名した者）
委員	（一社）安曇野市観光協会事務局員
委員	安曇野市商工会事務局員

別表第2（第8条関係）

企画提案書等を審査するための評価基準

評価に当たっては、以下の「評価基準」に基づき、参加申込書、企画提案書及び提案見積書の内容を審査する一次審査（書類審査）並びに二次審査（プレゼンテーション審査）結果により、総合的に判断する。

審査項目	評価基準	一次審査	二次審査	総合
		配点	配点	配点
【総合評価】	提案者の運営力を評価。本業務を委託するに相応しい者かどうかという総合的な観点から、「会社概要」、「業務体制及び業務実績」等により、本業務への対応能力や遂行能力を有しているかを評価。	0～8	0～20	0～28
【業務評価】 全体の考え方	観光誘客観点から提案について「業務受託の方針(基本的な考え方)」が優れているかどうかを評価。 ・安曇野をPRするために、独自の視点から市の観光情報を表現しようとしているか。 ・見る者の興味を引く企画内容であるか。	0～6	0～15	0～21
【業務評価】 実施体制	構築にあたり実施体制、仕様、スケジュール等について総合的に評価。	0～4	0～10	0～14
【業務評価】 企画・構成力	提案内容について、想定される構成内容等を総合的に評価。 ・ターゲットに響くような戦略となりうるか。 ・情報発信効果の最大化を図るための工夫がなされているか。 ・オリジナリティがある構築となりうるか（他との差別化）。 ・市の認知度や好感度を高める独自の取り組みの提案となりうるか。	0～4	0～10	0～14
【業務評価】 将来性	将来にわたり効果的に活用され、過度な財政負担が生じない空間が構築されるかを評価。	0～4	0～5	0～9
【業務評価】 専門的知見の確保	メタバースに精通した専門的知見を有する者の確保についてを評価。	0～4	0～5	0～9

審査項目	評価基準	一次審査	二次審査	総合
		配点	配点	配点
【見積書評価】	<p><一次審査> 委託料の上限金額を超えていないかを確認。 ※上限金額を超えた場合、全ての採点を0とする</p> <p><二次審査> 提案内容を検案して妥当かどうか。</p>	<input type="checkbox"/> (チェック)	0～5	0～5
配点合計		30	70	100